

(別添1)

委託業務企画提案指示書

北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課

1 委託する業務名

十勝アクティブシニア移住交流促進PR動画制作委託業務

2 業務の目的

食や自然、地域に暮らす人々といった、十勝地域が有する魅力ある資源を生かした「学び・体験・交流」などの活動に関し、訴求力の高い動画コンテンツを制作し、三大都市圏のアクティブシニアに対し効果的なPRを行うことにより、彼らの十勝地域への関心を高め、観光客や生活体験者の増など交流人口の拡大を図り、中長期的な移住・交流につなげていくもの。

3 委託業務の内容

動画共有サービス（YouTube等）への掲載やイベントでの上映等を前提に、現在十勝管内で提供されている「学び・体験・交流」などのメニューを紹介しながら、十勝地域の魅力をPRする内容の動画を企画・制作するとともに、動画の効果的な配信方法等について提案する。

なお、委託業務にあたっての諸条件及び成果物については、次のとおりとする。

(1) 動画の企画・制作

① 動画企画・制作の狙い

視聴者の十勝地域への興味・関心を喚起する訴求力の高い演出を施すことにより、単なる温泉、風景、観光施設を紹介するプロモーション映像とは一線を画したものとし、視聴後に十勝地域に行き、学びや体験、交流などをしてみたいと思えるような内容とする。

② 主なターゲット

三大都市圏に居住する、健康で活動的な50代から60代のシニア層（アクティブシニア）をターゲットの中心とする。

【留意事項】

- ・ 三大都市圏とは、首都圏・中京圏・近畿圏を指す。

③ 動画の内容

ア 十勝総合振興局地域政策課のホームページである「イキイキトカチ十勝19市町村「学び・体験・交流 menu」」（以下、「学びのメニューホームページ」という）内のメニューについて、視聴者の興味と関心を引きつけながら紹介する内容であること。

※学びのメニューホームページURL <http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/ijuu/index.html>

【留意事項】

- ・ 単なる観光プロモーション映像とならないよう、視聴者を飽きさせないための演出や工夫を盛り込むこと。

イ 動画の素材として使用する「学び・体験・交流」などのメニューについては、企画提案者が自らの構想に基づき、「学びのメニューホームページ」内のメニューの中から選定するものとする。

【留意事項】

- ・ メニューの選定にあたっては、以下の事項に留意すること。
 - ・ 視聴者に十勝の四季の移り変わりを感じてもらえるような選定とすること。
 - ・ 可能な限り多くの十勝管内市町村を紹介できるような選定とすること。
 - ・ 候補とするメニューについては、事前に当該メニューの実施者（団体）に打診の上、

本委託業務による撮影等に対し協力を得られる見込みを得た上で、当該メニューを選定すること。

- ・ 動画制作にあたり、必要な交渉や撮影、情報処理を行うこと。また、人物を撮影する際には、必要な肖像権の処理を行うこと。撮影に際して発生する使用料、出演料、謝礼等の経費は受注者の負担とする。

④ 動画の構成

本編及びダイジェスト版（30 秒）の2種類を制作すること。なお、本編は3分程度を目安とする。

【留意事項】

- ・ 動画本編の時間については、本委託業務の目的を満たすために必要であれば、上記の目安にかかわらず、変更は可とする。
- ・ アスペクト比は16：9、画面解像度はフルハイビジョン画質（1080×1920 ピクセル）とすること。
- ・ インターネット環境を利用するユーザーがストレスなく閲覧できる容量、ファイル形式にエンコードすること。

⑤ 成果物の作成

ア 上記④により制作する動画（本編、ダイジェスト版）について、各々DVD及び当該データを保存した電子媒体を作成する。（動画DVD：本編25枚、ダイジェスト版25枚、動画データ：正副2部）

イ 上記の動画制作過程で撮影・作成した、映像、写真、絵コンテ、画像、シナリオ及びそれらの撮影日時・場所、作成日時等を記載した一覧表について、当該データを保存した電子媒体を作成する。（正副2部）

【留意事項】

- ・ 本委託業務の成果にかかる全ての著作権は、法令の規定により移転できない権利を除き、北海道に帰属させること。また、受注者は、本委託業務に係る著作権を北海道に帰属させることに支障のないよう、受注者の責任において適切に権利の処理を行うこと。

(2) 動画の配信方法等の提案

本委託業務により作成する成果物（動画）について、主なターゲット層（アクティブシニア）へ効果的にリーチするための手法等の企画提案を求めるもの。

※提案内容については、北海道十勝総合振興局が本委託業務とは別に、「動画を活用したPR事業（案）」として計画・実施する予定である。

【配信方法等のイメージ・例示】

- ・ 「3 委託業務の内容」で例示した動画共有サービス（YouTube等）以外の動画掲載媒体の紹介やイベント以外での上映手法（デジタルサイネージの利用等）などのほか、ターゲット層（アクティブシニア）が利用する情報誌等への広告掲載や企画記事、検索サイトのリスニング広告、旅行代理店等へのPRなど、成果物（動画）を広く周知するための手法を想定している。

4 委託期間

契約の日から平成30年2月16日（金）まで

5 予算上限額

2,911千円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、本事業の遂行にあたっては、委託者である北海道十勝総合振興局と連携を密にして業務を進めるため、北海道十勝総合振興局における打合せを一定程度行うこととし、遠隔地の事業者においては、委託料の中に当該打合せに必要な旅費を計上すること。

6 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意のうえ企画提案書を作成すること。

(1) 業務遂行能力全般

ア 本委託業務を遂行する上で、専門的な知識・ノウハウを有しているか。

イ 業務の企画・実施にあたり、効果的で適切なスケジュールを組んで、必要な業務処理体制を構築しているか。

(2) 企画提案内容

ア 動画の企画・構成案

- ・ コンセプトは、狙いやターゲットを十分意識した内容となっているか。
- ・ 動画素材として使用する「学び・体験・交流」のメニューの選定にあたって、効果的なストーリーを構築するとともに、以下の事項に配慮しているか。
 - ・ 視聴者に十勝の四季の移り変わりを感じてもらえるような選定
 - ・ 可能な限り多くの十勝管内市町村を紹介できるような選定
- ・ 視聴者を引き付け、訴求度が高まるような演出や工夫がなされているか（ナレーションやテロップ、音楽の使用等を含む）。
- ・ 動画本編の時間について、相応の根拠のもと、適切な時間が設定されているか。

イ 動画の配信方法等

制作した動画の配信方法等について、効果的な提案がなされているか。

7 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望するものは、参加表明書及び添付資料を提出すること。

- (1) 提出書類 参加表明書（別添様式による）、添付資料
- (2) 提出部数 参加表明書、添付資料とも1部
- (3) 提出期限 平成29年6月14日（水）午後5時（必着）
- (4) 提出場所 11の(5)のとおり
- (5) 提出方法 持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による。
（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

8 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書（別添様式による）、付属資料（A4サイズの任意様式による）
- (2) 提出部数 企画提案書、付属資料とも6部
※1部は提案者名を記載したもの。残り5部は提案者名を記載しないもの。
文中にも記載しないよう注意すること。
- (3) 提出期限 平成29年6月30日（金）午後5時（必着）
- (4) 提出場所 11の(5)のとおり
- (5) 提出方法 持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による。
（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

9 企画提案書に関するヒアリング

- (1) 企画提案書を提出したのに対して、プロポーザル審査会においてヒアリングを実施する。
ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。

- (2) 企画提案書を提出する事業者が5者を超えた場合は、書類審査を行い、ヒアリングの参加者を選定する場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった参加者のプロポーザルは無効とする。
- (4) 審査終了後、速やかに審査結果を書面により通知する。

10 委託契約に関する基本的事項

特定者と結ぶ委託契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 提案内容の修正

採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(2) 契約手続

特定者を見積書聴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

コンソーシアムの場合には、コンソーシアムの構成員連名による委託契約とする。

(3) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。

なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。

11 その他

(1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨

日本語、日本円

(2) 契約書

別途作成する。

(3) 無効となる提出書類

企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となる場合がある。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) その他

ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。

なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果物が納品される日まで閲覧に供する場合がある。

ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。

オ 全ての提出書類は返却しない。

カ 本委託業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

(5) 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課（担当：若槻）

住所：〒080-8588 帯広市東3条南3丁目

電話：0155-26-9039

FAX：0155-22-0185